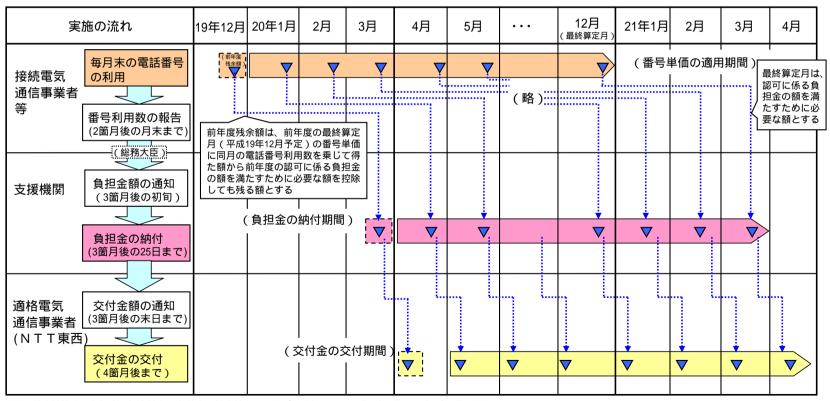
# ユニバーサルサービス制度における 交付金の交付及び負担金の徴収について

平成19年10月1日 社団法人 電気通信事業者協会 支援業務室

## 1.毎月の負担金納付・交付金交付の流れ

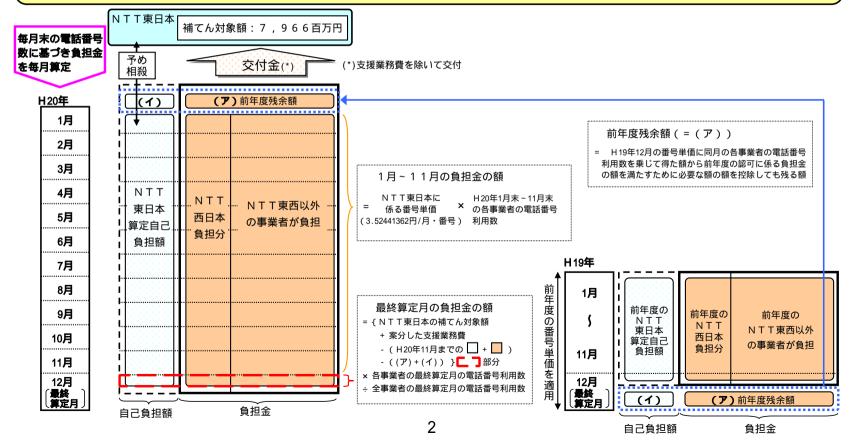
- ・接続電気通信事業者等は、各月末の電話番号利用数に基づき通知された負担金を、3箇月後の25日までに納付する。
- ・支援機関は、納付された負担金に基づき、納付があった月の末日までに適格電気通信事業者(NTT東西)に交付金額を通知し、その翌月までに交付金を交付する。



(注)税金計算上、負担金の損金計上・交付金の益金計上はそれぞれ通知のある平成20年3月~平成21年3月とされている。

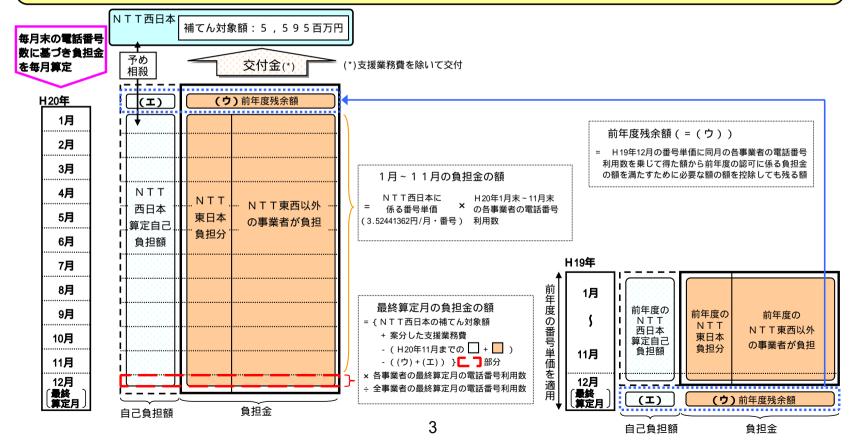
### 2 - 1 . 補てん対象額を賄うために必要な「負担額」の徴収について【N T T東日本】

- ・各電気通信事業者(補てんを受けるNTT東西自らを含む)は、毎月、<u>「番号単価×電話番号利用数」等</u>により算定される負担金を納付。
- ・前年度の最終算定月の番号単価に同月の電話番号利用数を乗じて得た額から前年度の認可に係る負担金の額を満たすために必要な額を控除 しても残る額<u>(前年度残余額(=(ア)))は、当年度の負担金の額に充当</u>。
- ・最終算定月については、補てん対象額から前月までの負担額と算定自己負担額及び前年度残余額とNTT東日本の算定自己負担額における 前年度残余額に相当する額(=(イ))を減じた<u>残余の額を各電気通信事業者の電話番号利用数で案分</u>して算出。



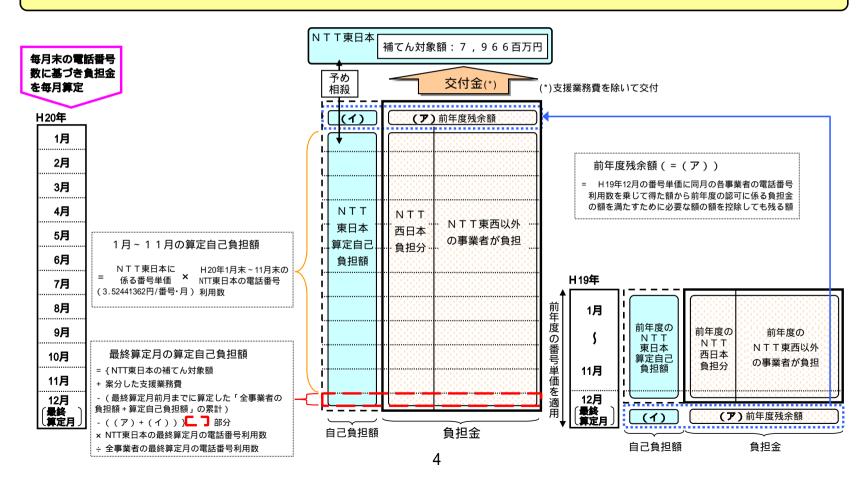
### 2 - 2 . 補てん対象額を賄うために必要な「負担額」の徴収について【N T T 西日本】

- ・各電気通信事業者(補てんを受けるNTT東西自らを含む)は、毎月、<u>「番号単価×電話番号利用数」等</u>により算定される負担金を納付。
- ・前年度の最終算定月の番号単価に同月の電話番号利用数を乗じて得た額から前年度の認可に係る負担金の額を満たすために必要な額を控除 しても残る額<u>(前年度残余額(=(ウ)))は、当年度の負担金の額に充当</u>。
- ・最終算定月については、補てん対象額から前月までの負担額と算定自己負担額及び前年度残余額とNTT西日本の算定自己負担額における 前年度残余額に相当する額(=(エ))を減じた<u>残余の額を各電気通信事業者の電話番号利用数で案分</u>して算出。



### 3 - 1. 交付金の額の算定について【NTT東日本】

- ・適格電気通信事業者であるNTT東西へは、補てん対象額からNTT東西の算定自己負担額を控除した額を交付金として交付。
- ・すなわち、<u>NTT東日本の交付金の額 = NTT東日本の補てん対象額(7,966百万円)</u> <u>NTT東日本の算定自己負担額</u>



#### 3 - 2 . 交付金の額の算定について【NTT西日本】

- ・適格電気通信事業者であるNTT東西へは、補てん対象額からNTT東西の算定自己負担額を控除した額を交付金として交付。
- ・すなわち、NTT西日本の交付金の額 = NTT西日本の補てん対象額(5,595百万円) NTT西日本の算定自己負担額

